



# HOKKAIDO UNIVERSITY

|                  |                                                                                   |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------|
| Title            | 吉川吉樹准教授の経歴と業績                                                                     |
| Author(s)        | 瀬川, 信久                                                                            |
| Citation         | 北大法学論集, 59(6), 355-359                                                            |
| Issue Date       | 2009-03-31                                                                        |
| Doc URL          | <a href="https://hdl.handle.net/2115/38380">https://hdl.handle.net/2115/38380</a> |
| Type             | departmental bulletin paper                                                       |
| File Information | 59-6_p355-359.pdf                                                                 |



# 吉川吉樹准教授の経歴と業績

瀬川 信久

吉川吉樹准教授は、平成二二年三月に東京大学法学部を卒業

され、平成一四年三月に同大学大学院法学政治学研究科民刑事法専攻修士課程を修了され、平成一七年三月に同研究科同専攻博士課程を満期退学されると同時に、学位（博士（法学））を取得された。平成一六年四月より平成一七年八月まで、日本学術振興会特別研究員に採用されていたが、平成一七年九月一日に北海道大学大学院法学研究科助教として着任された。平成一九年四月一日には同研究科准教授に就任されている。着任以来、同准教授は、本研究科・学部において研究・教育に邁進されてきたが、平成二〇年四月一五日に不慮の事故により急逝された。

## 一 研究上の業績

吉川准教授は、大学院修士課程の時から判例研究、書評論文を発表されていたが、最も大きな研究は、修士論文以来一貫して探究されてきた「履行期前の履行拒絶」に関するものである。「履行期前の履行拒絶」は、わが国の判例・学説では長い間、等閑に付されていた問題である。債務者が債務を履行しないときに債権者は解除や損害賠償を請求できるが、わが国では、それはあくまで履行期が到来した後のことと考えられてきた。しかし、英米法では、履行期が到来する前でも、債務者が不履行の意向を示したときには、その時点で債権者から損害賠償を請求することができ、また、ドイツの判例によると、その時点で

債権者は解除や損害賠償を請求できる。吉川准教授は、日本法にないこの制度に大きな関心をもち、これを認める英米法、ドイツ法、さらに国際売買条約を詳細に研究することにより、わが国の契約法の考え方を再検討し、契約の新しいとらえ方を提示しようとした。

この問題の法理論上の核心は、履行請求権と損害賠償請求権の関係、なかでも「代価請求」による現実的履行の強制という救済の位置づけであるが、吉川准教授は、それを、イギリス法とアメリカ法の対抗、英米法とドイツ法の対抗、さらには、ハーグ統一売買法と国際物品売買ウィーン条約の対抗の中で検討された。その結果、「履行期前の履行拒絶」の問題がいくつかの論点からなることを明らかにされた。すなわち、①履行期前の履行拒絶の場合に、相手方の契約離脱を認めるか、拒絶者側の契約離脱を認めるか、②契約離脱が認められる場合に、それを履行拒絶という事実自体によって認めるか、相手方からの解除の意思表示を要求するか、③相手方が履行請求を望む場合には履行請求できるか、④契約が履行されない場合の損害賠償について、債権者の損害軽減義務を理由に賠償額を軽減するべきかどうか、どのような場合に損害軽減義務を課すべきかという問題である。しかも、これらの問題が絡み合っていることに注意された。

すなわち、②が①の問題の一方の解決を前提にしていることのほかに、②で解除の意思表示によるとする場合には、③で履行請求を認める考えに結びつくこと、③で履行請求を認める場合には、④で損害軽減義務を課さない考えに結びつくことなどである。

同准教授は、博士論文提出後も、持続的に調査を続け考察を深め、上記の各問題の意味を分析された。例えば、②の問題は、投機的行動を抑止するために事実自体による契約離脱を考えるか、契約違反に際して当事者の意思表示により権利義務を明確化するために解除構成を採るかという、制度設計の問題であると結論づけられている。このように、一見したところでは契約法の小さな問題が、契約の履行過程が破綻した場合の契約関係の再構築という契約法の中心的な問題であることを明らかにされた。

商品的な動産、不動産、サービスの中でも単純労働から専門的な委任まで、契約内容が多様化する中で、契約の実現過程の再検討が重要になっている。履行請求権と損害賠償請求権の関係は、現在進められている民法債権法の改正検討作業でも一つの焦点である。イギリス、アメリカ、ドイツだけでなく、国際売買条約に及ぶ広い分野にわたり、網羅的に資料を渉猟して丹

念に分析された研究は、今後この問題を考えるときに必ず参考  
にされるであろう。

## 二 教育上の業績

吉川准教授は、北海道大学に赴任された翌年の平成一八年度  
から二年間、学部では、民法Ⅲの講義を担当され、ご自身が最  
も研究されていた契約法を中心に丁寧な教育をされた。授業で  
は、パワーポイントを駆使し、レジュメを配布するなどして、  
わかりやすい授業を心がけるべく十分な準備と工夫をされてい  
た。その熱意が学生にも伝わり、その授業は高く評価されてい  
た。演習でも、ご自身の研究関心を学生にかみ砕いて説明され、  
学生の研究（卒業論文執筆）意欲をかき立てるような授業をさ  
れていた。大学院では、平成一八年度に民法学特殊演習を、平  
成一九年度に比較私法制度論を担当され、契約法に関する最新  
英語論文の輪読を指導された。大学院留学生の指導も熱心にさ  
れ、日本人も含めて院生からの信頼も厚かったと伺っている。  
本研究科・学部にて在職された期間は二年半であったが、全力で  
教育に取り組まれた。

同准教授は、平成二〇年度には、物権・担保物権を内容とす  
る民法Ⅰの講義を担当し、研究分野を拡げようとしていた。  
また、上に述べた研究との関連で、国際物品売買ウィーン条約  
草案の公式注釈書の翻訳作業を進め、さらにこの分野の研究を  
深めるために、平成二〇年八月よりフルブライト奨学生として  
コーネル大学ロースクールへの留学を準備されていたところで  
あった。本研究科・学部の将来を担う同僚、これからという民  
法学の仲間を突如として失ったことは、誠に残念である。ここ  
に吉川准教授の生前のご業績を偲ぶとともに、ご冥福を心から  
お祈り申し上げる次第である。

## 吉川吉樹准教授の経歴

|        |    |                                   |
|--------|----|-----------------------------------|
| 昭和五十一年 | 六月 | 静岡県で生まれる                          |
| 平成一二年  | 三月 | 東京大学法学部卒業                         |
| 平成一四年  | 三月 | 東京大学大学院法学政治学研究科民刑事<br>法専攻修士課程修了   |
| 平成一七年  | 三月 | 東京大学大学院法学政治学研究科民刑事<br>法専攻博士課程満期退学 |

平成一七年一〇月 博士(法学)の学位取得(東京大学博法

一九一号)

平成一七年 九月 北海道大学大学院法学研究科助教授

平成一九年 四月 北海道大学大学院法学研究科准教授

平成二〇年 四月一五日 逝去

## 吉川吉樹准教授の研究業績

平成一三年(二〇〇一年)

「商事判例研究(平成一〇年度三〇) 取締役の会社に対する責任における過失相殺の法理の類推適用——横浜地判平成一〇・七・三一」ジュリスト二二一〇号二二一頁

平成一四年(二〇〇二年)

「損害軽減としての『履行停止義務』に関する一考察——履行期前の履行拒絶による契約の拘束力からの離脱に関する歴史的展開を背景として」(修士論文)

「論文紹介 『履行期前の履行拒絶』法理の歴史的展開

——Keith A. Rowley, *A Brief History of Anticipatory Repudiation*

*tion in American Contract Law*, 69 U. CIN. L. REV. 565-639 (2001)」アメリカ法二〇〇二—二二号三七九頁

平成一五年(二〇〇三年)

「最高裁判所民事判例研究(民集五五卷六号)二六 瑕疵担保による損害賠償請求権と消滅時効の規定の適用——平成一三年一月二七日民集五五卷六号一三一—一頁」法学協会雑誌二二〇巻九号一八三頁

平成一七年(二〇〇五年)

「履行期前の履行拒絶に関する一考察——契約の拘束力からの離脱と損害の軽減の観点から」(博士論文)

平成一八年(二〇〇六年)

「CISG/AAC意見第四号「製造または生産される物品の売買契約および混合契約(CISG第三条)」(共訳)民商法雑誌一三五巻一号二六三頁

平成一九年(二〇〇七年)

「最新判例批評 協働事業化に関する基本合意に基づく独占

交渉義務等の違反と損害賠償——UFJ信託銀行協働事業化事件第一審判決（東京地判平成一八・二・一三）判例時報一九四七号一七二頁（判例評論五七五号二頁）

「損害軽減義務と履行請求権」ジュリスト増刊・民法の争点一七四頁

「履行期前の履行拒絶に関する一考察（一）（二）（三）——損害軽減義務と履行請求権——」法学協会雑誌一二四卷一〇号一二三三頁、一二四卷一一号二四四〇頁、一二四卷一二号二七三二頁

平成二〇年（二〇〇八年）

「履行期前の履行拒絶に関する一考察（四）（五）——損害軽減義務と履行請求権——」法学協会雑誌一二五卷一号一三五頁、一二五卷二号三一八頁

平成二一年（二〇〇九年）

『国際物品売買契約に関する国連条約一九七八年草案UNCITRAL事務局注釈』（翻訳、商事法務、刊行予定）